

## 気象業務法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 特別警報の種類等

気象業務法（以下「法」という。）第十三条の二第一項の規定による特別警報の種類を、気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、津波特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報とするとともに内容を定め、これら特別警報は国土交通省令で定める予報区を対象に行うものとする。

（第五条関係）

### 第二 警報事項の通知

法第十五条第一項の規定による警報事項の通知について、法第十三条第一項の規定による警報のうち地震動警報以外の警報及び法第十四条の二第一項から第三項までの規定による水防活動用警報の通知先に消防庁を追加するものとする。

（第八条関係）

### 第三 特別警報に係る警報事項の通知

法第十五条の二第一項の規定による特別警報に係る警報事項の通知について、その通知先を、特別警報の種類ごとに、法第十三条第一項の規定による警報の通知先と同じものとする。

（第九条関係）

#### 第四 気象庁以外の者の行うことができる警報

法第二十三条ただし書の規定による気象庁以外の者が警報をすることができる場合を、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町村の長が津波警報をする場合とするものとする。

(第十条関係)

#### 第五 その他

その他所要の改正を行うものとする。

#### 第六 附則

一 この政令は、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年八月三十日)から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。

(附則第二項関係)